

2017.4.1

次世代育成支援対策推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

3. 内 容

目 標 1:産前産後休暇及び育児休業を取得する従業員が安心して休暇取得をできるよう「産休・育休取得者面談制度」の実施を推進する。

<対 策>

- ・ 平成29年4月頃～ 面談制度をグループ内一部事業所にて本格的に展開
- ・ 平成30年4月頃～ 実施事業所での結果をふまえ、検証及び運用ルール of 最終案策定

目 標 2 : 育児や介護に関する法令及び社内規則の周知と管理職への教育により、休暇制度や短時間勤務制度を利用しやすい職場環境づくりを積極的に推進する。

<対 策>

- ・ 平成29年4月～ 改正育児・介護休業法をふまえた、社内制度の全社的周知を実施
- ・ 平成29年4月～ 社内研修会等での制度説明と取得者支援のお願いを随時実施

以上